

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600458号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600038号

第1 結論

昭和62年*月から平成4年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成4年5月まで

私は、昭和62年に満20歳を迎えるにあたり、親に勧められて、国民年金に加入することにして、父親か母親が昭和62年*月頃に加入手続を行い、納付方法は定かではないが、私が平成4年に企業に就職するまで、父親か母親が集金や口座振替により保険料を納付してくれていた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の主張のとおり、請求者が20歳になった昭和62年*月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では請求者の記号番号を確認することはできない。

また、オンライン記録によれば、請求者に対して平成10年11月5日に基礎年金番号が付番されており、当該基礎年金番号に基づき、請求期間を国民年金の被保険者期間とする処理が同日に行われていることが確認できるところ、当該処理日時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者の父親及び母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。